

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日制定

平成 30 年 2 月 16 日改定

石川県立加賀聖城高校

◇はじめに

学校が、安全で、安心できる場所であり、基礎学力の向上と円滑な人間関係の構築を目指すことのできる機会となるように「いじめ」の問題と対峙することを目的としています。

◇「いじめの定義」

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となる生徒が、心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、その行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとします。

◇「いじめ」の防止等に係わる基本的なとらえ方

(1) 「いじめ」問題への認識

- ・ 「いじめ」は、人として決して許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題としてとらえます。
- ・ 「いじめ」はすべての生徒に起こりうる可能性がある問題としてとらえます。
- ・ 教職員の生徒観や指導のあり方が問われる重大な問題であるとしてとらえます。

(2) 「いじめ」の問題への指導方針

- ・ 「いじめ」は、決して許されない行為であり、いじめられている生徒の立場からの指導を行います。
- ・ 「いじめ」は、いじめられている生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、生徒がこのことを十分に理解するように指導を行います。
- ・ 道徳教育を充実させ、生徒がいじめに正面から向き合うことができるようにします。
- ・ 生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らが「いじめ」をなくそうとする態度を身につける等の望ましい集団作りを目指します。

(3) 「いじめ」問題への対応

- ・ 小・中学校時代に不登校を経験した生徒や学習面や生活面で課題を持つ生徒が多く見られます。「いじめ」の防止については、生徒が、安全で、安心できる学校生活を送りながら様々な活動ができ、いじめが行われないように対応していきます。
- ・ 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、教職員が一人で抱え込まず、速やかに校内いじめ問題対策チームに対し、当該いじめに係わる情報を報告し、学校として組織的に対応していきます。
- ・ 家庭と十分な連絡をとり、必要に応じて警察など関係機関と早期の連携を行います。また、勤労学生である生徒においては、職場との連携にも取り組んでいきます。

◇ 「いじめ」に対する指導体制

(1) 「いじめの防止」(未然防止のための取り組み等)

教育活動	目的	具体的な取り組み
学業指導	コミュニケーション能力の養成	分かる授業・言語活動の充実
特別活動	規範意識や帰属意識を高める集団作り	各学校行事・生徒会行事
道徳教育	HRでの望ましい人間関係作り	言語活動の充実
教育相談	問題の整理と課題の発見	教育相談の充実・養教による面談
人権教育	人権意識の高揚	心の教育・講演会
情報教育	情報モラルの獲得	教科「情報」でのモラル教育・ネットトラブルの理解
保護者・地域との連携	公開授業の実施	入学説明会時での周知
	いじめ防止基本方針の周知	長期休業前のプリント配布
職場との連携	職場の話しよう	職場訪問・職場の上司の学校訪問
		生活体験発表会

(2) 「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手だて等)

教育活動	目的	具体的な取り組み
いじめの発見	直接発見した場合	行為をすぐ止めさせる。いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する
相談体制の整備	相談窓口の設置・周知	担任、養護教諭による面談の実施
定期的な調査の実施	いじめアンケートの実施・点検	年間3回(7月・12月・3月)
情報の共有	報告経路の明示、報告の徹底	諸会議等での情報共有
	支援連絡会・進級時の引き継ぎ	要配慮生徒の実態報告・面談報告

(3) 「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)

教育活動	目的	具体的な取り組み
生徒への対応	いじめを受けた生徒への対応	いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除く。いじめられている生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
	いじめを行った生徒への対応	いじめは決して許されないという毅然とした態度で係わる。いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みが分かる指導を根気よく行う。
関係集団への対応	全校生徒への指導	いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒だけでなく、見て見ぬふりをする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。
保護者への対応	被害者側への対応	複数の教職員で対応する。全力で対応する決意を伝える。
	加害者側への対応	事実を把握し、速やかに面談する。丁寧に説明する。
	保護者への対応	関係調整が必要となる場合、教職員が間に入って調整する。
関係機関との連携	教育委員会との連携	関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整。
	警察との連携	心身や財産に重大な被害が疑われる場合、犯罪などの違法行為がある場合にすみやかに相談・通報する。
	福祉関係との連携	家庭の養育に関する指導と助言、家庭での生徒の生活や家庭環境の状況把握。
	医療機関との連携	家庭の養育に関する指導と助言、家庭での生徒の生活や家庭環境の状況把握。
	職場との連携	職場の方の協力と配慮を要請する。
	P T Aとの連携	いじめに対する学校の取組について広く広報し、協力を要請する。
	掲示板の管理者との連携	ネットいじめの場合、速やかに削除依頼を要請する。

◇重大事態の場合

「いじめ防止対策推進法」第28条に基づいて、重大事態が疑われる場合、「いじめ対策チーム」により事実関係を明確にし、事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に役立てていきます。

(1) 重大事態とは

- ① 「いじめ」により学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害の生じた疑いがあると認めるとき
- ② 「いじめ」により在籍する生徒が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、重大事態は発生したものとして、報告・調査にあたります。

(2) 重大事態への対応

校長が、重大事態であると判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長が中心となって、校内の「いじめ対策チーム」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたります。この時、いじめられた生徒を守ることを最優先にしながら適切な対処や調査を進めます。

いじめをうけた生徒および保護者に対しては、調査に関する情報を適切に提供します。

◇「いじめ問題対策チーム」の設置

(趣旨)

- ・ 「いじめ防止対策推進法」の施行（第22条）により、いじめ問題対策チームの設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

- ・ このチームは本校教職員をもって構成する。ただし、校長が特に必要と認めるときには、他に関係者の出席を求めることができる。

(開催)

- ・ このチームが参加する「いじめ対策委員会」を月に1回以上開催することを原則とする。
- ・ 校長が招集し、主宰する。
- ・ 校長は、必要に応じて本校の職員に委員会の運営を補佐させることができる。

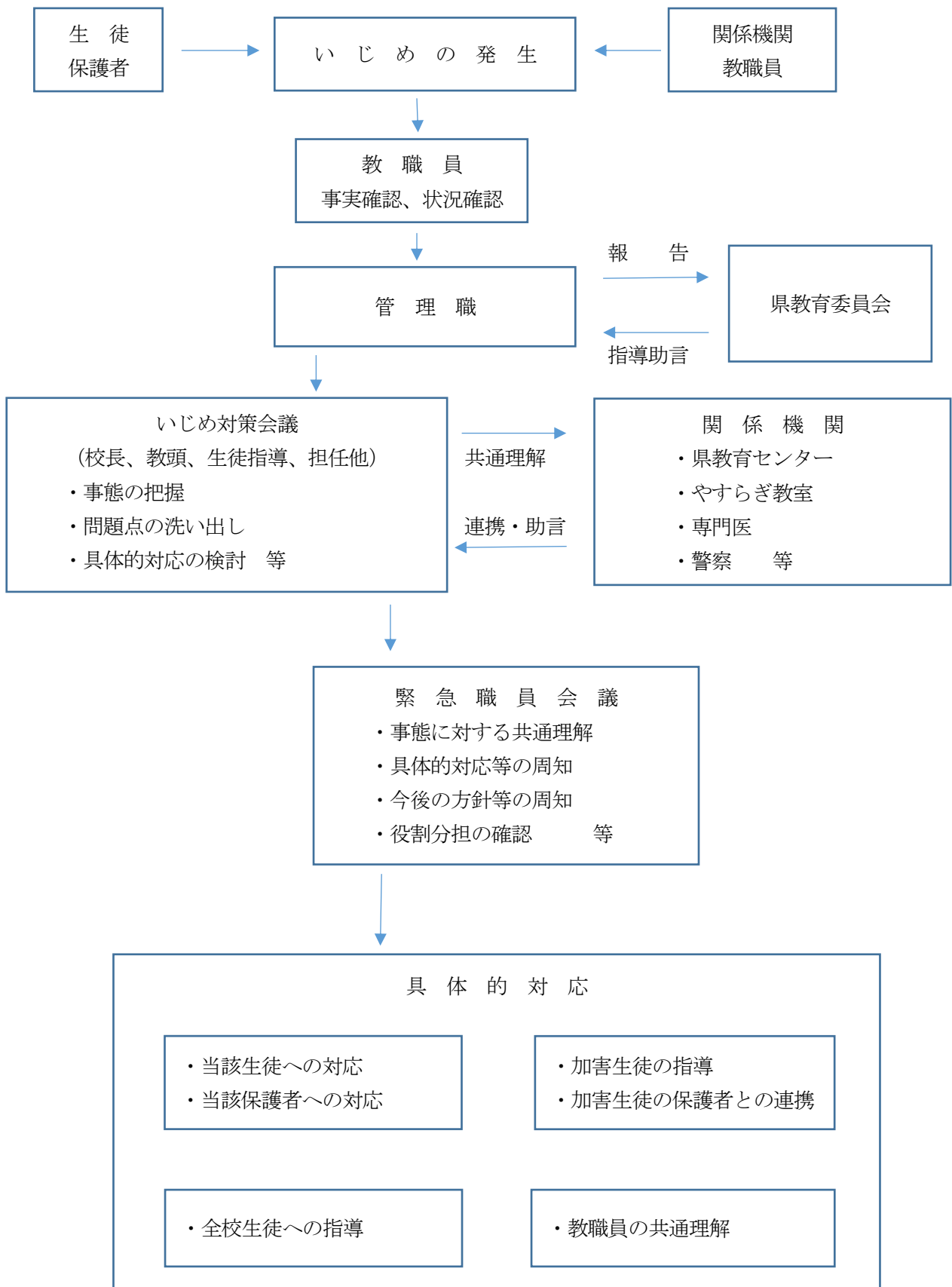
(役割)

- ・ チームは、いじめ防止に係わる次の対策を措置する。
 - ① いじめの未然防止の体制整備及び取組
 - ② いじめの状況把握及び分析
 - ③ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
 - ④ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
 - ⑤ いじめを行った生徒に対する指導及び支援
 - ⑥ いじめを行った生徒の保護者に対する助言及び支援
 - ⑦ 専門的な知識を有する者や関係機関との連携
 - ⑧ その他いじめ防止に係わること

(秘密の保持)

- ・ 知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。

◇初期対応



◇いじめ防止のための年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ対策委員会 支援委員会 保護者向け啓発	いじめ対策委員会 支援委員会	いじめ対策委員会 支援委員会	いじめ対策委員会 支援委員会	いじめ対策委員会 支援委員会	いじめ対策委員会 支援委員会
防止対策	新入生オリエンテーション 夜桜ハイク			防犯教室 青春のこだま校内 発表会 夏期休業中の心得		聖城祭
早期発見	当初面談		個人面談 保護者懇談会	アンケート調査	家庭訪問 職場訪問	個人面談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ対策委員会 支援委員会	いじめ対策委員会 支援委員会	いじめ対策委員会 支援委員会	いじめ対策委員会 支援委員会	いじめ対策委員会 支援委員会	いじめ対策委員会 支援委員会
防止対策	青春のこだま	ジョブカフェ訪問	人権講話 テーブルマナー 冬期休業中の心得		送別ボーリング大会	春期休業中の心得
早期発見			個人面談 アンケート調査			個人面談 アンケート調査 保護者懇談会